

Ⅲ 給与関係

1 給 与 関 係 業 務 の 概 要

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の定めにより、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する制度について絶えず研究を行い、給料表の適否について、毎年少なくとも1回、県議会及び知事に報告するとともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、随時、県議会及び知事に勧告することができることとなっている。

このため、本委員会は、昭和27年以来、毎年県内の民間事業所の給与実態を調査し、職員の給与との比較を行うとともに、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員給与やその他の事情を考慮して、一般職の職員の給与等に関する報告を行い、必要に応じて勧告を行ってきている。

本委員会が、以上の報告及び勧告の基礎資料を得るために令和6年度に実施した調査の主なものは、次の表のとおりである。

給与等に関する報告及び勧告に関連する調査一覧

調 査 区 分	内 容
職 員 給 与 等 実 態 調 査	一般職の職員 14,790 人について給料、諸手当の支給状況等を調査
職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査	人事院と共同して民間の 134 事業所の従業員の給料、諸手当、初任給及び給与改定の状況等を調査 ○調査事業所 … 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上 ○調査職種 …… 76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他職種 54 職種） ○調査実人員 … 5,528 人（初任給関係 524 人、初任給関係以外の調査職種 5,004 人）
国及び他の都道府県 職 員 の 給 与 関 係	人事院勧告並びに国及び他の都道府県の給与制度等を調査
生 計 費 等 の 調 査	生計費及び消費者物価指数の調査

このような調査結果を踏まえ、本委員会は県議会及び知事に対し、令和6年10月1日に一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は「2 職員の給与等に関する報告及び勧告」のとおりである。

(2) 給与制度の実施

給与等の勤務条件は、地方公務員法の定めにより、職員の権利を保障するとともに、住民の代表たる議会による公正な決定を行うため、条例で定めることとされているが、具体的な事項については、その多くが人事委員会規則に委ねられている。

これを受けて本委員会では、給与制度の実施に当たり、職務給の原則及び均衡の原則のもとに合理的な事務処理を図るとともに、条例及び規則に基づく承認事項等についても適正かつ公平な立場で処理している。

現在、制定されている人事委員会規則の主なものは、次のとおりである。

- 職員の給与の支給等に関する規則
- 給料表の適用範囲に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- 職員の初任給調整手当に関する規則
- 職員の地域手当の支給に関する規則
- 職員の住居手当の支給に関する規則
- 通勤手当の支給に関する規則
- 職員の単身赴任手当の支給に関する規則
- 職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則
- 職員の特勤勤務手当の支給に関する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則
- 教育職員の教職調整額の支給等に関する規則

(3) 条例に対する意見

地方公共団体は、地方公務員法に定める根本基準に従って、職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないこととなっている。

これは、人事行政については、住民の代表たる議会に条例制定権を与えるとともに、一方で専門的・技術的な事項が多く、しかも職員の利害に影響するところが大きいため、専門機関である人事委員会の意見を聞くことにより、行政の公平を確保しようとするものである。

このため、本委員会においても、給与等勤務条件に関する条例の制定又は改廃について適宜検討し、地方公務員法に定める給与・勤務条件の基準に照らして議会に対し意見の申出を行っている。

令和6年度については、Ⅰ 組織及び運営（5）のとおりである。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告

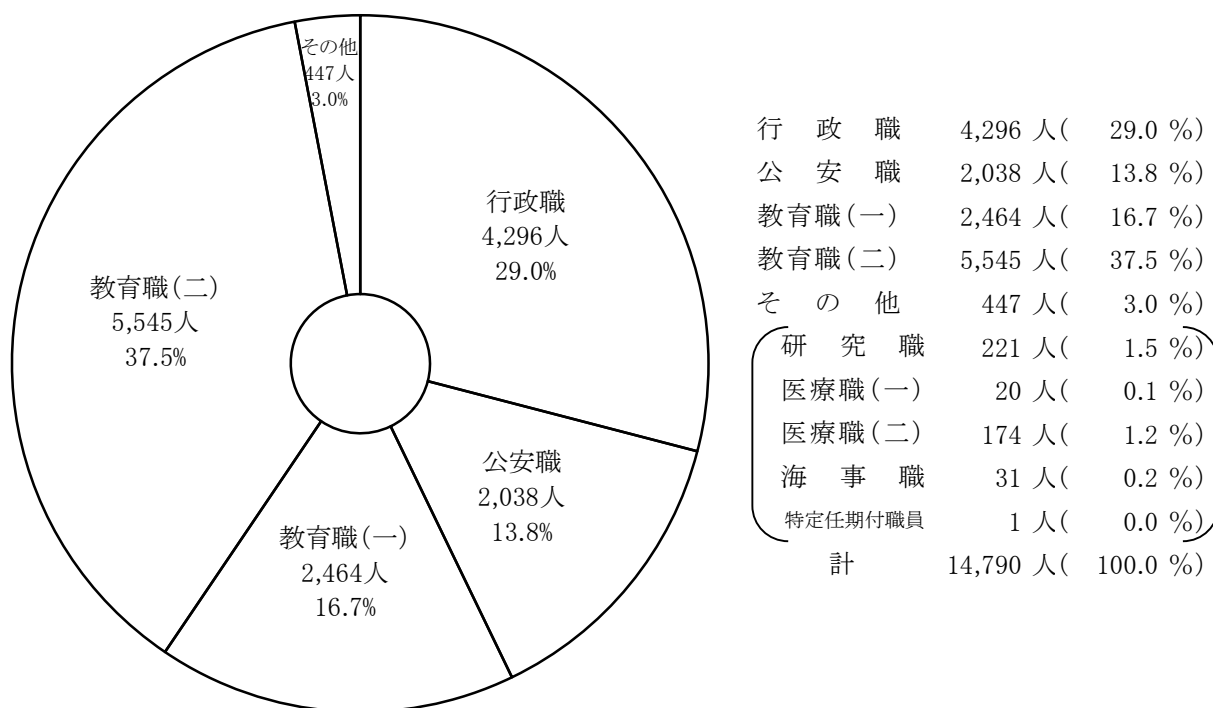
本委員会は県議会及び知事に対し、令和6年10月1日、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

報 告 の 概 要

(1) 職員の給与等

本委員会が実施した「職員給与等実態調査」の結果によれば、令和6年4月1日現在における一般職の職員（技能労務職員、企業職員及び休職中の職員等を除く。）の給与等は、次のとおりである。

ア 人員構成



- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等は含まれていない。
 2 本表とⅡ任用関係別表1～4における職員数は、調査対象職員が異なるため一致しない。
 (1及び2については、以下コの表までについて同じ。)

(参 考) 年次別・給料表別人員構成

年 給料表	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 職 種	人 15,600	人 15,502	人 15,453	人 15,380	人 15,251	人 15,146	人 15,159	人 15,053	人 14,953	人 14,790
行 政 職	4,221	4,257	4,282	4,291	4,240	4,260	4,290	4,286	4,312	4,296
研 究 職	233	229	223	225	228	229	230	231	234	221
医療職(一)	17	16	17	16	15	16	14	19	18	20
医療職(二)	239	232	214	206	207	196	175	176	169	174
海 事 職	39	39	41	38	40	37	36	34	33	31
公 安 職	2,033	2,032	2,034	2,042	2,061	2,035	2,039	2,045	2,044	2,038
教育職(一)	2,673	2,669	2,683	2,672	2,664	2,646	2,648	2,578	2,521	2,464
教育職(二)	6,145	6,028	5,959	5,888	5,794	5,725	5,725	5,683	5,621	5,545
特定任期付職員	—	—	—	2	2	2	2	1	1	1

イ 給料表別・性別・年齢別人員構成（令和6年4月1日現在）

全 職 種 14,790 人

男 性		女 性		年 齢
9 人			0 人	60 歳 以 上
1,319 人			685 人	56歳以上60歳未満
1,113 人			727 人	52歳以上56歳未満
999 人			680 人	48歳以上52歳未満
879 人			549 人	44歳以上48歳未満
709 人			471 人	40歳以上44歳未満
719 人			429 人	36歳以上40歳未満
777 人			585 人	32歳以上36歳未満
847 人			712 人	28歳以上32歳未満
833 人			813 人	24歳以上28歳未満
412 人			454 人	20歳以上24歳未満
42 人			27 人	20 歳 未 満
8,658 人			6,132 人	合 計

行 政 職 4,296 人

男 性		女 性		年 齢
1 人			0 人	60 歳 以 上
373 人			93 人	56歳以上60歳未満
350 人			140 人	52歳以上56歳未満
361 人			141 人	48歳以上52歳未満
313 人			124 人	44歳以上48歳未満
225 人			110 人	40歳以上44歳未満
232 人			108 人	36歳以上40歳未満
238 人			183 人	32歳以上36歳未満
258 人			198 人	28歳以上32歳未満
284 人			250 人	24歳以上28歳未満
157 人			131 人	20歳以上24歳未満
16 人			10 人	20 歳 未 満
2,808 人			1,488 人	合 計

研 究 職 221 人

男 性		女 性		年 齢
0 人			0 人	60 歳 以 上
27 人			0 人	56歳以上60歳未満
23 人			3 人	52歳以上56歳未満
16 人			2 人	48歳以上52歳未満
11 人			6 人	44歳以上48歳未満
11 人			4 人	40歳以上44歳未満
20 人			12 人	36歳以上40歳未満
8 人			9 人	32歳以上36歳未満
26 人			4 人	28歳以上32歳未満
14 人			16 人	24歳以上28歳未満
6 人			3 人	20歳以上24歳未満
0 人			0 人	20 歳 未 満
162 人			59 人	合 計

医療職(二) 174 人

男 性		女 性		年 齢
0 人			0 人	60 歳 以 上
8 人			4 人	56歳以上60歳未満
16 人			9 人	52歳以上56歳未満
4 人			9 人	48歳以上52歳未満
10 人			5 人	44歳以上48歳未満
9 人			11 人	40歳以上44歳未満
7 人			11 人	36歳以上40歳未満
10 人			10 人	32歳以上36歳未満
15 人			18 人	28歳以上32歳未満
4 人			12 人	24歳以上28歳未満
0 人			2 人	20歳以上24歳未満
0 人			0 人	20 歳 未 満
83 人			91 人	合 計

海 事 職 31 人

男 性		女 性		年 齢
1 人			0 人	60 歳 以 上
6 人			0 人	56歳以上60歳未満
4 人			0 人	52歳以上56歳未満
8 人			0 人	48歳以上52歳未満
3 人			0 人	44歳以上48歳未満
2 人			0 人	40歳以上44歳未満
2 人			0 人	36歳以上40歳未満
2 人			1 人	32歳以上36歳未満
0 人			0 人	28歳以上32歳未満
0 人			0 人	24歳以上28歳未満
2 人			0 人	20歳以上24歳未満
0 人			0 人	20 歳 未 満
30 人			1 人	合 計

公 安 職 2,038 人

男 性		女 性		年 齢
0 人			0 人	60 歳 以 上
108 人			2 人	56歳以上60歳未満
146 人			3 人	52歳以上56歳未満
167 人			11 人	48歳以上52歳未満
226 人			19 人	44歳以上48歳未満
251 人			13 人	40歳以上44歳未満
226 人			17 人	36歳以上40歳未満
202 人			27 人	32歳以上36歳未満
177 人			37 人	28歳以上32歳未満
149 人			51 人	24歳以上28歳未満
112 人			51 人	20歳以上24歳未満
26 人			17 人	20 歳 未 満
1,790 人			248 人	合 計

教育職(一) 2,464 人

男 性		女 性		年 齢
0 人			0 人	60 歳 以 上
343 人			122 人	56歳以上60歳未満
236 人			158 人	52歳以上56歳未満
209 人			186 人	48歳以上52歳未満
153 人			132 人	44歳以上48歳未満
81 人			105 人	40歳以上44歳未満
78 人			83 人	36歳以上40歳未満
97 人			101 人	32歳以上36歳未満
105 人			95 人	28歳以上32歳未満
63 人			73 人	24歳以上28歳未満
18 人			26 人	20歳以上24歳未満
0 人			0 人	20 歳 未 満
1,383 人			1,081 人	合 計

教育職(二) 5,545 人

男 性		女 性		年 齢
0 人			0 人	60 歳 以 上
454 人			464 人	56歳以上60歳未満
338 人			412 人	52歳以上56歳未満
233 人			331 人	48歳以上52歳未満
163 人			262 人	44歳以上48歳未満
130 人			227 人	40歳以上44歳未満
153 人			198 人	36歳以上40歳未満
218 人			253 人	32歳以上36歳未満
264 人			360 人	28歳以上32歳未満
316 人			411 人	24歳以上28歳未満
117 人			241 人	20歳以上24歳未満
0 人			0 人	20 歳 未 満
2,386 人			3,159 人	合 計

ウ 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢

(令和6年4月1日現在)

給料表	区分	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	
全職種		人 14,790	人 8,658	人 6,132	人 12,503	人 644	人 1,637	人 6	歳 41.6
行政職		4,296	2,808	1,488	3,237	219	839	1	40.6
研究職		221	162	59	217	3	1		40.5
医療職(一)		20	15	5	20				45.3
医療職(二)		174	83	91	152	22			40.5
海事職		31	30	1	11	11	4	5	47.3
公安職		2,038	1,790	248	1,279	16	743		38.6
教育職(一)		2,464	1,383	1,081	2,360	54	50		45.6
教育職(二)		5,545	2,386	3,159	5,226	319			41.8
特定任期付職員		x	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)
2 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

エ 給料表別・性別・学歴別人員構成比

(令和6年4月1日現在)

給料表	区分	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種		% 100.0	% 58.5	% 41.5	% 84.5	% 4.4	% 11.1	% 0.0
行政職		100.0	65.4	34.6	75.3	5.1	19.5	0.0
研究職		100.0	73.3	26.7	98.2	1.4	0.5	
医療職(一)		100.0	75.0	25.0	100.0			
医療職(二)		100.0	47.7	52.3	87.4	12.6		
海事職		100.0	96.8	3.2	35.5	35.5	12.9	16.1
公安職		100.0	87.8	12.2	62.8	0.8	36.5	
教育職(一)		100.0	56.1	43.9	95.8	2.2	2.0	
教育職(二)		100.0	43.0	57.0	94.2	5.8		
特定任期付職員		x	x	x	x	x	x	x

- (注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

オ 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全 職 員	
	令和6年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和5年4月
	円	円	円	円
給 料	320,571	316,564	349,293	346,649
扶 養 手 当	8,808	8,921	9,115	9,225
管 理 職 手 当	8,165	7,096	5,914	5,551
地 域 手 当	1,079	747	500	394
住 居 手 当	7,939	7,731	7,849	7,815
そ の 他	569	641	1,629	1,568
合 計	347,131	341,700	374,300	371,202

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

力 級別・号給別人員分布（行政職給料表）

（令和6年4月1日現在）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		20	1						
3		2							
4		4				1			
5		101							
6		19				1			
7		6	17					1	
8		8	19						
9		112	8						
10	8	16	57						1
11		17	16						
12		12	20						1
13	13	62	14						1
14	8	20	75						6
15		14	22						2
16		5	16						2
17	13	61	15						
18	5	22	54	1					
19	2	15	11	1					
20	3	6	22	7				2	
21	19	57	14	4				2	
22	1	1	57	13				2	
23	7	3	9	8					
24	1		18	14				2	
25	23	8	16	6			1	1	
26		3	67	15				2	
27		1	11	10				5	
28	3	1	24	10				5	
29	5	5	14	13				9	
30	98	1	55	15				9	
31	3	1	12	14			31	5	
32	2		22	13			85	1	
33	110	2	21	11			21	2	
34	6		38	13			5		
35	11		24	17			4		
36	3		10	14			23		
37	2		8	17			19		
38	12		22	18			9		
39	1		8	16			8		
40			8	6	1		6		
41	12	1	7	15	1		16		
42	2		12	16	1		13		
43	1		3	12			6		
44	2		3	9			5		
45	2		5	16			2		
46	4		8	18			2		
47			7	20	2		5		
48	3		6	19	5	1	2		
49	4		3	18	6	1	5		
50	1		7	21	10				
51	1		2	13	1	15			
52	1		4	29	7	14			
53	1		3	11	11	8			
54	5		10	30	9	23			
55			4	25	9	18			
56	3		4	15	6	24			
57	2		1	19	9	17			
58	3		5	11	9	4			
59			4	17	12	4			
60	1		2	16	12	1			
61	3		2	14	23				
62	1		4	10	8				
63	1		2	10	11				
64			1	18	17				
65	1		2	14	16				

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			3	11	17				
67	1		4	8	12				
68			2	9	19				
69			3	7	23				
70	1		2	18	17	1			
71			1	11	21				
72	1			10	9				
73				4	14				
74	1		2	11	11				
75			2	7	11				
76				3	12				
77				3	11				
78			1	11	11				
79				13	17				
80				10	8				
81				8	13				
82			1	13	18				
83			2	10	18				
84			1	8	20				
85	1			9	20				
86			1	11	16				
87				6	8				
88			1	6	18				
89			1	4	29				
90				5	21				
91				5	25				
92			1	2	14				
93				6	14				
94			1	4	28				
95				5	12				
96			1	6	15				
97			1	4	17				
98				8	120				
99			1	3					
100				5					
101			1	4					
102				70					
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109			1						
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人 員 計	419	606	974	1,010	825	133	268	48	13

適用職員数	4,296 人
-------	---------

キ 職員の扶養親族数別人員

(令和6年4月1日現在)

区分 扶養親族数				
	該当職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	2,151 人	753 人	1,287 人	111 人
2 人	2,184 人	681 人	2,155 人	39 人
3 人	1,445 人	888 人	1,442 人	25 人
4 人	429 人	371 人	429 人	10 人
5 人	57 人	53 人	57 人	5 人
6 人以上	8 人	6 人	8 人	
計	6,274 人	2,752 人	5,378 人	190 人

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
- 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
- 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,487円（平均扶養親族数は2.1人）である。

ク 住居手当の支給状況

(令和6年4月1日現在)

区 分 給料表	職員数	受給者					配偶者の居住する 借 家 ・ 借 間		職 員 1 人 当たり平均 手 当 月 額
		受給者数			受給者 1 人 当たり平均 手 当 月 額	受 給 者 数	受給者 1 人 当たり平均 手 当 月 額		
		手 当 月 額 11,000 円未満 の 受 給 者	手 当 月 額 11,000 円以上 27,000 円未満 の 受 給 者	手 当 月 額 27,000 円 の 受 給 者					
全職種	人 14,790	人 4,583	人 29	人 1,858	人 2,696	円 25,308	人 7	円 13,500	円 7,849
行政職	4,296	1,352	6	571	775	25,216	1	13,500	7,939
研究職	221	93	1	50	42	24,022			10,109
医療職 (一)	20	7			7	27,000			9,450
医療職 (二)	174	57		20	37	25,644			8,401
海事職	31	9		4	5	24,378			7,077
公安職	2,038	559	5	211	343	25,400	5	13,500	7,000
教育職 (一)	2,464	733	3	255	475	25,663			7,634
教育職 (二)	5,545	1,773	14	747	1,012	25,256	1	13,500	8,078
特定任期 付 職 員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

ケ 通勤事情

その1 通勤方法

(令和6年4月1日現在)

区 分	全 職 員	交 通 機 関				交 通 用 具			交通機関 交通用具 併 用	通勤手当 非受給者
		鉄 道	バ ス	その他	交通機関 併 用	自 動 車	原動機付 自 転 車	自 転 車		
職 員 数	人 14,790	人 392	人 481	人	人 24	人 9,533	人 230	人 455	人 1,133	人 2,542
構 成 比	% 100.0	% 2.7	% 3.3	%	% 0.2	% 64.5	% 1.6	% 3.1	% 7.7	% 17.2
		6.1%				69.1%				

(注) 1 「その他」は、船等をいう。

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

その2 通勤手当の支給状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	計	通 勤 形 態		
		交通機関利用	交通用具使用	交通機関 交通用具 併 用
受 給 者	12,248 人	897 人	10,218 人	1,133 人
受給者1人当たりの平均手当月額	16,491 円	14,591 円	10,221 円	74,544 円
職員1人当たり平均手当月額	13,657 円			

コ 年次有給休暇の使用状況

区 分	使 用 日 数																計								
	平均使用 限度日数	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日・時間	平 均 使 用 率
給料表 全 職 種	36.6	67	348	632	843	1,135	1,384	1,487	1,633	1,696	2,033	1,130	536	360	203	103	49	24	15	9	8		13,831	14.5	40.1
行 政 職	36.5	13	24	70	175	209	337	396	447	510	641	344	154	86	46	29	13	5	5	3	4		4,032	14.7	40.8
研 究 職	37.0		3	7	15	9	27	29	27	21	35	14	7	5	2		1		1				203	14.6	40.1
医療職(一)	37.2					1	1	1		2	1	2	1	1	1								11	18	48.4
医療職(二)	36.3	2	2	5	12	17	19	17	15	13	22	16	8	6	2	2	1	1					160	14.7	41.3
海 事 職	38.3						1	1		4	10	6	1										23	18.4	48.3
公 安 職	38.0	16	32	102	129	165	179	238	219	222	210	115	38	36	15	8	6	3	1	2			1,965	13	34.2
教育職(一)	38.0	1	16	37	105	148	159	219	270	288	437	196	85	54	35	17	6	6	2	1	1		2,333	15	40.9
教育職(二)	36.1	37	62	134	211	294	432	483	503	591	677	437	242	172	102	47	22	9	6	3	3		5,103	14.7	41.3
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 令和6年4月1日現在に在職する職員(令和5年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の令和5年中における年次有給休暇の使用状況である。

(2) 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 418 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 134 の事業所を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する 5,528 人について、令和 6 年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても、引き続き調査を実施した。

その主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給

項 目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	% 23.8	% (60.0)	% (40.0)	% (-)	% 76.2
高 校 卒	22.8	(78.7)	(21.3)	(-)	77.2

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

3 それぞれ四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

イ 給与改定

その 1 給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	% 63.7	% 3.0	% —	% 33.3
課 長 級	52.4	6.1	—	41.5

その 2 定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給 中 止	
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	% 89.2	% 88.2	% 22.8	% 3.0	% 62.4	% 1.0	% 10.8
課 長 級	80.7	79.7	20.2	0.5	59.0	1.0	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

ウ 職種別給与額等

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 4	歳 52.5	円 833,771	円 41,460	円 792,311	構成員50人以上の支店(社)の長（取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	5	57.6	759,939	977	758,962	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	165	54.0	567,897	12,895	555,002	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	75	52.7	637,604	9,111	628,493	
	事 務 部 次 長	79	51.4	568,450	4,560	563,890	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	10	51.4	661,553	18,558	642,995	
	事 務 課 長	292	49.2	500,018	10,662	489,356	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	215	51.5	571,114	7,311	563,803	
	事務課長代理	150	45.1	457,162	40,749	416,413	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者又は部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	技術課長代理	69	45.5	489,273	74,090	415,183	
	事 務 係 長	327	44.5	384,973	35,230	349,743	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	258	47.9	513,635	46,410	467,225	
	事 務 主 任	192	41.7	336,439	29,884	306,555	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	技 術 主 任	160	44.1	428,153	69,053	359,100	
	事 務 係 員	1,189	38.0	288,822	28,260	260,562	
	技 術 係 員	1,084	42.8	382,919	61,777	321,142	

(3) 職員給与と民間給与との比較

ア 月例給

令和6年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,423円(2.96%)下回っていた。

イ 特別給

令和6年の職種別民間給与実態調査の結果、令和5年8月から令和6年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.60月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

(4) 物価及び生計費

総務省の調査による令和6年4月の全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ令和5年4月に比べ2.5%及び2.0%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した令和6年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ142,090円、175,990円、209,910円となっていた。

(5) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、国会及び内閣に対し、令和6年8月8日に職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その結果、月例給については、民間給与との較差(2.76%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給については、民間の支給状況(4.60月)に見合うよう引き上げを行い、引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分した。

併せて、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

(6) 本県の給与改定等

県内事業所の民間給与と職員給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,423円(2.96%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.10月分下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、令和6年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について所要の改定を行う必要があると判断した。(改定の内容等については、次頁参照)

令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和6年10月1日

大分県人事委員会

〈給与勧告のポイント〉

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

1 月例給の引上げ

初任給及び若年層に重点を置き、給料月額を引上げ

2 期末・勤勉手当の引上げ（0.10月）

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

本委員会は、職員の給与等について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を実施

2 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所418のうちから無作為に134の事業所を抽出し、本年4月分の給与等を調査

(1) 月例給

民間の事務・技術関係職種の従業員の給与と本県の行政職給料表適用職員の給与について、主な給与決定要素である役職段階・学歴・年齢の同じ者同士をラスパイレス方式により比較

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)－(B)
362,534円	352,111円	10,423円(2.96%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない(比較対象職員の平均年齢は、41.2歳)

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給実績(支給割合)と職員の年間の期末・勤勉手当の支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A)－(B)
4.60月	4.50月	0.10月

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 給料表

国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じた上で、なお残る較差を解消するため、各号給の額に一定の率(0.37%)を乗じた給料表に改定

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する手当について、人事院勧告に準じて所要の改正

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ 4.50 月分 → 4.60 月分 (+0.10 月分)

引上げ分は、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期
令和 6 年度	期末手当	1.225 月(支給済み)	1.275 月(現行 1.225 月)
	勤勉手当	1.025 月(支給済み)	1.075 月(現行 1.025 月)
令和 7 年度以降	期末手当	1.25 月	1.25 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月

(3) 実施時期

月例給 令和 6 年 4 月 1 日

期末・勤勉手当 令和 6 年 12 月 1 日

【参考】勧告による本年の職員給与の改定例（行政職）

○平均給与月額

現 行	改定後	改定額	改定額の内訳
352,111 円	362,516 円	10,405 円 (2.96%)	給料 10,370 円 (2.95%) はね返し分 35 円 (0.01%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

○平均年間給与（平均年齢 40.6 歳）

現 行	改 定 後	改 定 額
5,756,000 円	5,957,000 円	201,000 円 (3.5%)

4 国家公務員の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた給与改定

人事院は、民間給与との較差等に基づく給与改定に加えて、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定等を柱とした社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について勧告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告に準じて次のとおり所要の改定を行うことが必要と判断

(1) 給料表及び給料制度

初任給・若年層の水準引上げ、職責重視の体系への見直し

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

配偶者：6,500 円 → 廃止 子：10,000 円 → 13,000 円

イ 地域手当

支給対象地域を都道府県単位とし、級地区分を削減（7段階 → 5段階）

ウ 通勤手当

通勤に係る特別料金等について、片道当たり 30 分以上の短縮を求める要件を廃止

エ 管理職員特別勤務手当

手当の支給対象となる平日深夜の勤務について、対象となる時間帯を拡大

対象時間：午前 0 時～午前 5 時 → 午後 10 時～午前 5 時

オ 期末・勤勉手当等

成績優秀者への勤勉手当の支給上限引上げ、特定任期付職員への特別給拡充

(3) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

支給対象手当の拡大（住居手当、特地勤務手当等）

(4) 実施時期等

実施時期 令和 7 年 4 月 1 日

特例措置 扶養手当及び地域手当の改定については、人事院の報告及び勧告の趣旨を踏まえた上で段階的に実施

5 公務運営の改善に関する課題

全国的な生産年齢人口の減少、民間企業等との競合等により、本県の職員採用試験の受験者数は減少傾向にあり、加えて早期退職者の増により、県政を支える職員の人材確保は一層の厳しさを増しており、この傾向は更に加速

公務運営の改善に関する課題について、解決に向けた取組を進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代になかった人事施策の策定・推進に取り組んでいくことが肝要

(1) 人材の確保・育成

ア 多様で有為な人材の確保

本県の職員採用試験の受験者数は減少傾向で、特に技術系職種の人材確保は極めて厳しい状況であり、多様な人材が受験しやすいよう、採用試験の在り方を検討

任命権者が行っているインターンシップは、有給のインターンシップの拡充など新たな取組を進めていくことが必要

イ 人材の育成

複雑化・多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応できる人材を育成するためには、必要な知識・技能を職員がリスキリングやスキルアップできる環境を整えることが重要

「大分県職員デジタル行革行動指針」が策定されたところであり、組織的・計画的にデジタル人材の育成や確保の取組を進めることが必要

ウ 女性職員の活躍推進

女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、若い年代からの幅広い職務経験や育休職員への研修受講機会の提供など、中長期的な視点に立った人材育成・キャリア形成支援を行うことが重要

エ 障がい者雇用の推進

共に働く職員が障がい者雇用について理解を深め、障がいのある職員一人ひとりに対して必要な配慮を心掛けることが一層重要

オ 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用等

高齢層職員のモチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び長年培ってきた経験をいかすことができる人事管理や職場の環境づくりに努めることが必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価では、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価した上で、その結果を活用して個々の職員のモチベーションを高め、人材育成とともに組織全体の活性化につなげていくことが重要

人事評価を通して、職員はセルフマネジメントの意識を持つとともに、自律的・主体的に業務に取り組む姿勢が必要

(3) Well-being の実現に向けた勤務環境の整備

ア 時代に即した働き方の推進

職員の心身の負担軽減及び公務能率の一層の向上を図るため、現行制度の利活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県等の動向に留意しながら、引き続き、現行制度の見直しや要件の拡充を含めて検討していくことが必要

社会貢献活動などの兼業・副業について、許可制とされている趣旨や国の動向に十分留意しつつ、制度の見直しを検討

イ 長時間労働の是正

組織全体としての業務の削減・合理化に積極的に取り組むことが必要であり、特に、行政のデジタル化等による業務効率化とともに、労働時間の長さよりも業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境の実現に向け、強い姿勢を持って取り組むことが必要

ウ 学校現場における教職員の負担軽減

教員採用選考試験の受験者数が減少し、教員の確保も厳しい状況にあることから、学校における働き方改革を推進していくことは極めて重要

「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に掲げる取組の実施状況を十分把握した上で、業務の精選と効率化を徹底し、在校等時間の長時間化を防ぐことが必要

市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら、教職員の負担軽減を図っていくことが必要

エ 仕事と生活の両立支援

職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、所属長をはじめとする職員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに努めることが必要

人事院が意見の申出を行った、育児時間の取得パターンの多様化や、あわせて措置
するとしている仕事と介護の両立支援制度の強化等については、関係法令の改正や
他の都道府県の動向等に留意しながら、所要の検討を行うことが必要

(4) 職員の健康管理

ア こころの健康管理

心の問題が生じる要因の調査・分析を行い、重層的に予防・早期発見・早期対応が
できる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支
援することが必要

イ 身体健康管理

定年延長を踏まえ、青壮年期からの継続的な健康づくりを進め、特に生活習慣病の
発症や重症化を予防していく取組が重要

(5) ハラスメントの防止

職員の人権に関わる許されない行為であることを認識した上で、発生の予防、迅速で
適切な措置及び再発防止のための取組を進めることが必要

カスタマー・ハラスメントには組織として迅速かつ適切に対応し、過度な要求に対し
ては毅然とした態度が必要

(6) 会計年度任用職員の勤務条件等

会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう、引き続き、国や他の都道府県の動
向に留意しながら、適正な任用・勤務条件等を確保することが重要

(7) 公務員倫理の保持

職員は、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を保持するとともに、公務の公正
かつ公平な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要